

平成25年度桂川町水道事業会計決算に基づく資金不足比率審査意見書

第1 審査の概要

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に規定により、審査に付された平成25年度桂川町水道事業会計決算に基づく桂川町水道事業資金不足比率及び算定基礎事項

2 審査期間 平成26年7月7日

3 審査の方法

水道事業の健全性に関する資金不足比率を、次の事項を重視して審査しました。

- ① 法令に照らして算定過程に誤りがないか。
- ② 比率の算定基礎となった資料が適正に作成されているか。

第2 算定の過程について

1 算定式について

審査に付された算定式は、当町の水道事業が地方公営企業における法適用企業（昭和45年4月4日）であり、それに基づいて、地方公共団体の財政健全化に関する法律施行令第3条第1項、第16条、第17条第1項及び同法律施行規則第6条、地方財政法施行令第19条に規定されたとおりであり問題ありません。

2 算定の基礎となる額について

① 流動負債の額－控除する負債の額について

流動負債の額は、貸借対照表に示す額と一致しています。

前年度の末日における一時借入金はありません。また、未払い金で公営企業の建設又は、改良に該当する経費はありません。

よって、流動負債の額 15,296,125 円、控除額 0 円となります。

② 地方財政法施行令第19条に掲げる建設改良等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高について

決算書の企業債償還明細書のとおり、建設改良費以外の地方債（例えば退職手当債、災害復旧債）はありません。

③ 流動資産－控除する資産の額

流動資産の額は、貸借対照表に示す額と一致しています。

控除額に該当する繰越事業はありません。

よって、流動資産 311,711,655 円、控除額 0 円となります。

④ 資金不足額について

資金不足額は、審査に付されたとおり△296,415,530 円となり、資金不足になっていません。

従って、解消可能資金不足額を含めての資金不足比率の算定は必要ありません。

第3 審査の結果

- 審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

平成25年度 資金不足比率	平成24年度 資金不足比率	平成23年度 資金不足比率	平成22年度 資金不足比率	平成21年度 資金不足比率	経営健全化 基準(参考)
－%	－%	－%	－%	－%	20%

- 当町の水道事業においては、資金不足はなく、全く問題ありません。